野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ50戸（室）以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成27・28年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が建築一式工事900点以上であること。

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ50戸（室）以上（建築一式工事）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）、施工経験（担当者）が必要となる。

エ　建築一式工事において、以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。当該専任で配置する者は、建設業許可の際に設置した本社、支店及び各営業所等に配置した専任の技術者ではないこと。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ｂ　平成13年度以降に元請として、２⑴３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

※２⑴３）②ウのａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（技術者）が必要となる。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

ⅰ　平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

ⅱ　平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　２⑴３）①アに同じ。

イ　２⑴３）①イに同じ。

ウ　２⑴３）①ウに同じ。

エ　２⑴３）①エに同じ。

オ　平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ50戸（室）以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績（技術者）が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成27・28年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　50戸（室）以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績（企業）が必要となる。

⑤ 運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　最近５年間において、国土利用計画法又は宅地建設取引業法等の法令に違反していないこと。

イ　資本金又は自己資金の額の合計が1,000万円以上であること。

ウ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　50戸（室）以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）における、運営実績（企業）が必要となる。

４）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、２⑴３）①ア、②ア、③ア及び④アに示す一般競争参加資格等の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の時において２⑴３）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の時において２⑴３）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていなければならない。